

厚生労働省「毎月勤労統計調査」の事実関係に  
関する東京都調査（最終報告）

平成 31 年 3 月 28 日  
東京都総務局

## 1 「最終報告」にあたって

平成 31 年 1 月 8 日、厚生労働省は基幹統計調査「毎月勤労統計調査」に関して、不適切な調査が行われていたことを公表した。

(事案の概要)

- ・「500 人以上規模の事業所」について、公表資料では全数調査としていたが、実際は、平成 16 年以降、東京都について抽出調査となっていた。
- ・この結果、都における「500 人以上規模の事業所」の調査対象事業所数は、本来約 1,500 事業所であったところ、約 500 事業所となっていた。

これを受け、国は、厚労省に特別監察委員会を設置し、原因究明と再発防止に向けた調査を実施し、1 月 22 日と 2 月 27 日にその結果を公表した。

東京都は、法定受託事務として毎月勤労統計の実査を行っていることから、事案に至る経緯や原因に対する都の関わりについての調査を行うこととし、当時の職員への聞き取り等による調査を行い、2 月 6 日に「中間のまとめ」として公表した。

都は、引き続き、それまでに連絡が取れなかった元職員に対する聞き取り調査などを継続するとともに、国の特別監察委員会の調査に協力して追加的な調査を実施し、今般、その結果を取りまとめた。

## 2 東京都による追加調査の概要

### (1) 平成 16 年からの調査方法の変更に関する経緯等についての継続調査

平成 16 年からの調査方法の変更に関する経緯等について、「中間のまとめ」公表時までに連絡が取れていなかった元職員への聞き取り調査を実施した。

#### ○ 調査事項

平成 16 年からの都内 500 人以上規模事業所の調査方法の変更に関する経緯に係る以下の事項

- ・毎月勤労統計の調査方法の変更に関する事実関係  
(調査方法の変更について認識していたか、組織内で共有されていたか)
- ・調査方法の変更に関して都から厚労省に要望した事実の有無

#### ○ 調査結果

連絡が取れていなかった元職員 11 名中、3 名の所在を把握し、聞き取りを行った。その結果、上記の調査事項に関する新たな事実は確認できなかった。すなわち、都から厚労省に抽出調査への変更を要望した事実は確認できなかった。

※調査対象職員(延べ) ; 計 48 名、聞き取り終了 38 名、その他 10 名(死亡 2、所在不明等 8)

## (2) 厚労省特別監察委員会からの依頼による調査

総務局統計部は平成 31 年 1 月 28 日午後、厚労省の特別監察委員会の訪問によるヒアリングを受けた。この際に同委員会から事実関係の調査を依頼された事項について、当時の在職職員への聞き取り調査及び書類調査を実施した。

### ○ 調査事項及び調査結果

※「事案に関連する調査事項①～③」と「その他の照会事項」に整理

	調査事項 (特別監察委員会からの照会事項)	調査結果 (特別監察委員会への回答)
調査事項 ①	<p>平成 15 年以前、500 人以上は全数調査でしたが、</p> <p>①全数調査としていたときに調査対象事業所からの意見や照会の状況はどうだったか</p> <p>②どのような意見や照会が多かったか</p> <p>③どのぐらいの量だったか</p> <p>④当時の担当職員が対応していたときの意見や照会はどうだったか(苦情処理が大変だったか)等</p> <p>について、当時の担当にご確認願います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 12 年度から 15 年度の人口統計課長及び毎月勤労統計係の係長・職員に聞き取り調査を行った。</li> <li>・その結果、約 7 割の職員が、「記憶がない」、「知らない、聞いていない」と回答し、残り約 3 割の職員が、事業所から意見や照会があったことを覚えていた。</li> <li>・意見・照会の内容については、「なぜ自分の処なのか」、「いつまでやるのか」、「なぜやるのか」といった意見や苦情があったとの回答があり、また、「通常は苦情はなかったが、督促の時に面倒だなどと言われた」との回答もあった。</li> <li>・意見・照会の量としては、「一種事業所・二種事業を合わせ係全体で多い日で 1 日 5 件程度だった思う」との回答と、「二種事業所に比べると、一種事業所からの苦情は少なかった」との回答が、それぞれ 1 名からあった。</li> <li>・苦情を受けた際の対応として、「事業者の説得に努めた」とする回答が 1 名からあった。</li> </ul>
調査事項 ②	<p>1)</p> <p>500 人以上を抽出調査とすること以外に、要望の形式にかかわらず、当時(2003 年頃)東京都から厚労省に対して、事務負担の軽減等について要望したかについてご確認願います。</p> <p>2)</p> <p>2003 年頃に、国に対して費用負担の増額のようなことを要望したことはあるか、ご確認願います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 15 年度の統計部調整課の課長・企画調整係長・同担当係長、人口統計課の課長・人口動態係長・毎月勤労統計係の係長・職員に対し聞き取り調査を行ったが、この件について認識していた職員、または覚えていた職員はいなかった。</li> <li>・また、当時の書類等からは、「事務負担の軽減」と「費用負担の増額」について、都が単独で厚労省に要望した事実は確認できなかった。参考までに、平成 15 年 6 月に提出した都道府県統計連絡協議会「平成 16 年度全国要望」を調べたところ、「対象事業所に対するオンライン回答の P R 実施」を要望していた。</li> </ul>

	調査事項 (特別監察委員会からの照会事項)	調査結果 (特別監察委員会への回答)
調査事項 ③	<p>2003年以前は東京都の30～499人事業所の抽出率が全国よりも低かったため、2004年以降、その抽出率を全国並に引き上げましたが、東京都の抽出数自体は変わりませんでした。理由は500人以上が全数から抽出に変更されたために、全体の抽出数は一定を維持したからでしたが、そのことについて当時の担当者はどのように考えていたかをご確認願います(そもそも、そのことを認識していたか否かも含めて)。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成15年度の人口統計課長及び同課毎月勤労統計係の係長・職員に聞き取り調査を行ったが、この件について認識していた職員、または覚えていた職員はいなかった。</li> <li>なお、平成15年以前の30人～499人事業所の抽出率の状況や平成16年に引き上げられたことを示す都の書類や資料も確認できなかった。</li> </ul>
その他の照会事項	<p>1) 東京都の文書保存規程をご提供願います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>文書管理規則(抄)・文書管理基準表(抄)を提出</li> </ul>
	<p>2) 東京都における30人以上の事業所の回答率は何%であるか、ご確認願います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京都においては提出率の集計ができないため、厚生労働省から毎月、データの提供を受けている。</li> <li>過去5年間の提出率の推移については、現在、グラフでの提供しかなく、各年の提出率の数値データがない。</li> <li>そのため、当該データについては厚生労働省にご確認いただきたい。</li> </ul>
	<p>3) 報告書(注;特別監察委員会による1月22日付報告書)のP14に記載の「今回から全数調査をしなくても精度が確保できる東京都の一部の産業で標本調査とした。」との回答について、これはブロック会議の場でも説明されたものか、あるいは質疑応答集の一部として書かれているだけのものか、当時の担当者にご確認願います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成15年度のブロック会議への出席者が含まれる、同年度の人口統計課毎月勤労統計係職員及び上司である人口統計課長に聞き取り調査を行ったが、この件について覚えていた職員はいなかった。</li> </ul>

	調査事項 (特別監察委員会からの照会事項)	調査結果 (特別監察委員会への回答)
その他の照会事項	<p>4)</p> <p>ローテーション方式(※)に変わる前(平成28～29年頃)に、そのことについて各自治体でかなり議論があったものと承知していますが、東京都ではどうであったか、当時の担当者にご確認願います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成28年度の人口統計課長、同課毎月勤労統計担当課長代理に確認した。その結果、ローテーションサンプリングについては、平成30年1月からの実施が既定路線となっていたとの認識だった。その中で、導入に向けての意見等は表明していたことが確認できた。</li> <li>平成28年3月、関東甲信越静のブロック幹事県からの照会に対し、東京都から、「調査期間延長に伴う提出率の大幅な低下や苦情問い合わせ等への対応による事務量の増加の懸念があることから、29年1月の抽出替えの予定どおりの実施と調査期間の延長の中止、ローテーション方式導入に当たっての十分な準備と国において必要な対応をとることを要望する」旨を回答した。</li> <li>また、平成28年6月、厚労省の参事官(雇用・賃金福祉統計担当)が来庁した際に、人口統計課長から、ローテーションサンプリングについて、「調査期間が延長され事業所負担が重くなるため、事業所の理解促進を図ること」について意見を述べた。</li> </ul>
	<p>5)</p> <p>平成30年6月4日開催のブロック会議で、東京都から「都の発送業務においては別に資料を作成し、その際に新番号を周知しており、番号を記載する書類が複数あると、記載漏れ等による混乱が発生する恐れがある。そのため当該番号欄は不要と考えるが、各県においては新番号をどのように周知しているかをご教示願いたい。」と要望が出されており、郵送調査において東京都が別に作成した資料に新番号をつけていると解釈できますが、その認識でよろしいでしょうか。担当者にご確認願います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「新番号」は、あくまでも厚生労働省が定めた事業所一連番号の新番号のことを指しており、東京都が厚労省と別途に定めた新番号で管理しているわけではない。</li> <li>厚生労働省が定めた事業所一連番号の新番号については、厚生労働省の依頼状とは別に、東京都が作成した統計部長名の指定通知書に記載し事業所に交付している。</li> </ul>

※ ローテーションサンプリング方式について

厚生労働省は、平成30年1月から、毎月勤労統計調査の30人～499人以下事業所の調査対象事業所について、2～3年ごとに総入れ替する方式から、毎年3分の1ずつ入れ替えるローテーションサンプリング方式に変更した。

### 3 調査のまとめ

都は、「中間のまとめ」の公表以降も、連絡が取れなかった職員の所在の確認に努め、聞き取り調査を継続するとともに、厚生労働省の特別監察委員会から依頼された事項の調査を実施した。

その結果は「中間のまとめ」と相違することはなく、平成16年からの毎月勤労統計の調査方法の変更に関し、都から国に要望した事実は確認できなかった。加えて、同調査に係る事務負担の軽減や費用負担の増額を、都が単独で要望した事実も確認できなかった。

### 4 今後の取組 ～統計の信頼性向上を目指して～

(統計の点検への取組)

今回の厚労省の事案を受け、政府では基幹統計調査の点検が行われ、1月24日に、全体で56ある基幹統計のうち、22の統計に手続きの相違などの誤りがあったことが発表された（その後、賃金構造基本統計が追加され23に変更）。更に、総務省統計局から1月31日付けで「小売物価統計調査に係る不適切事務の発生について」が都道府県宛てに発出され、同調査についてのコンプライアンス徹底等について通知された。

こうした中、国の統計委員会では、2月19日、新たに点検検証部会を設置し、「不適切事案の再発防止」、「統計の品質向上」を目的に、基幹統計、一般統計の点検を実施していくこととした。

都においては、こうした国の動きと十分に連携しながら、国から受託を受けて実施している基幹統計調査をはじめ、都の統計調査全般に関する点検を実施していく。

(都職員の統計リテラシーの向上)

都における統計の質を高め維持していくためには、都職員の統計に対する知識や能力、いわゆる統計リテラシーの向上が不可欠である。今回の事案を受けてこの1月に初めて開催した「各局統計主管部長会」を常設のものとし、統計に関する情報の提供と共有の場として活用するとともに、正確な統計調査を行い分かりやすく公表する役割を担う各局の統計担当者を対象とした専門研修を充実していく。

また、統計が都民のための政策立案の根拠となる重要な情報基盤であることに鑑み、政策部門や事業部門を含む職員全般を対象として今年度から開始した統計利活用セミナーの内容を充実させるなど、統計に対する理解と関心を高めるための取組を進める。

都は、国をはじめとした関係機関とともに、今後とも、都民・国民の合理的な意思決定の根拠となる統計の信頼性の向上に努めていく。